KPMG あずさ監査法人

―サステナビリティ情報開示　配信シリーズ―

金融庁／金融審議会
「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」（第4回）の検討状況

有限責任 あずさ監査法人

金融庁は、2025年5月27日、金融審議会「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」（第4回）を開催しました。本稿では、審議で取り扱われた主要な論点の検討状況をまとめています（本稿は、同日時点の情報に基づいて記載しています）。

金融庁は、2024年3月に、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（以下「WG」という）を設置し、我が国におけるサステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する検討を進めています。また、サステナビリティ情報の保証に関する論点について更なる検討を行うため、「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」（以下「専門G」という）を新たに設置し、さらに議論を進めています。

2025年5月27日に開催された第4回専門Gで審議された論点は、以下のとおりです。

審議された論点

1. 「サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律のあり方」に関する専門Gにおける議論（途中経過）
2. WGにおける議論に資するための専門Gの意見

本稿では、上記の主な内容について解説します。詳細は事務局説明資料をご確認ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

1. 「サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律のあり方」に関する専門グループにおける議論（途中経過）

第4回専門Gの事務局説明資料では、これまでの専門Gで寄せられた意見を踏まえ、WGに報告を行う、サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律のあり方に関する専門Gにおける議論の途中経過として以下が提案され、追加・修正等すべき点がないかについて議論が行われました。

（事務局から提示された専門Gにおける議論の途中経過－WGに報告することを予定）

論点	専門Gにおける議論の途中経過（事務局案）
登録制度 登録要件	業務を公正かつ的確に遂行するための業務管理体制（品質管理体制、人的体制） （品質管理体制） ● 品質管理体制の確保（品質管理部門又は主として従事する者の設置など） ● 業務の品質の管理の状況を適切に評価し、その結果を公表する体制整備（人的体制） ● 適切な人材を確保し、適切に業務の構成員として配置する ● 従事者の教育研修に関する方針及び手続を定める ● 業務執行責任者（サイナー）は、公認会計士として登録されていること（又はこれに準ずること）及びサステナビリティ開示・保証に関する研修を受講する
業務制限 義務・責任	● 守秘義務、同時提供の禁止、ローテーションなどの保証業務実施者の適格性・独立性等の確保のために必要な義務・責任等 ● 保証業務実施者に過度な責任を負わせない措置を検討（作成者側のセーフハーバーの議論等も踏まえて検討）
保証基準 倫理・独立性	● サステナビリティに関する国際的な保証基準であるISSA5000との整合性を確保しつつ、企業会計審議会が策定するサステナビリティ保証基準（仮称）と自主規制機関が策定する実務の指針を一体として、わが国の一般に公正妥当と認められるサステナビリティ保証の基準とする ● 国際的な品質管理基準であるISQM1と整合した監査に関する品質管理基準と日本公認会計士協会の実務の指針を一体として、サステナビリティ保証にも適用する ● サステナビリティ保証に関する国際的な倫理・独立性基準であるIESSAとの整合性を確保しつつ、公認会計士法等の法規制、企業会計審議会が策定するサステナビリティ保証基準（仮称）及び自主規制機関で策定する倫理規則を一体としてサステナビリティ保証の倫理・独立性とする
検査・監督 自主規制機関	（自主規制機関の在り方に関する考え方） ● 今後、開示・保証実務が蓄積され、それに応じて柔軟かつ機動的な対応を行っていくうえで、実務に関する専門知識を維持・向上させ、環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる利点を持つ自主規制を活用することが、サステナビリティ保証に対する信頼性の確保に資すると考えられる ● 自主規制としての役割を担う最もふさわしい1つの自主規制機関を法令等により認定し、金融庁と連携していくことが期待される （自主規制機関に期待される役割） ● 保証業務の質の維持・向上 ● 従事者の知識・能力の向上 ● 従事者における高い倫理観の醸成・保持

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

論点	専門Gにおける議論の途中経過（事務局案）
任意の保証	（制度上の保証業務の要件を満たしたサステナビリティ保証報告書を有価証券報告書に添付することを認める場合） ● 有価証券報告書に義務化対象外の内容（保証範囲[1]・保証時期[2]・保証を受ける企業[3]）を記載する必要 （制度上の保証業務の要件を満たさないサステナビリティ保証報告書を有価証券報告書に添付することを認めない場合） ● 企業が有価証券報告書に記載した【任意の保証に関して開示する情報】は、企業の開示情報であるため、一義的には企業が責任を負う （有価証券報告書以外の開示書類（統合報告書等）における保証） ● 金融商品取引法等の規制の対象外であるため、当該保証（検証）の要否等については、各企業の判断に委ねられるべき

事務局提案について、多数の委員から賛同が得られた一方、複数の委員から、WGへの報告にあたって、これまでの専門Gで出た意見について、どの立場（企業、保証の担い手、投資家等）に属する委員の意見なのかを整理して記載することが望ましいとの意見が出ました。また、一部の委員からは保証業務の担い手について更なる整理が必要とする意見もありました（後述① 登録制度、登録要件参照）。

以下、各論点に関する議論を解説します。

① 登録制度、登録要件

事務局からの提案のうちサイナー（公認会計士としての登録（又はこれに準ずること）を求める）に関する提案については、第3回専門Gで挙がった4つの意見（事務局資料P.20参照）は排他的な選択肢ではないため、組み合わせて考えることも可能ではないかとの意見や、重要性のある情報に絞り込むプロセスを確認する能力を有しているのは公認会計士に限らないため、その点を明記してはどうかといった意見がありました。

また、サステナビリティ開示・保証に関する研修の履修を求めることについて、業務執行責任者（サイナー）全員に研修の履修を求める必要があるのか検討が必要との意見や、CPEの制度を導入し、継続的な評価も組み込んでいくことが必要であり、これらについて継続的に検討すべきといった意見がありました。

この他、登録制度、登録要件について、登録する側の負担・コストに関しても検討が必要との意見や、現状の事務局案だと登録の単位（法人か個人か）が不明確との意見も出ました。また、複数の委員から、保証業務実施者の能力について、重要性（マテリアリティ）のある情報に絞り込むプロセスを確認する能力が重要とされていることについて保証範囲との観点から整理を行う必要があるとの意見がありました。

② 業務制限、義務・責任

保証業務実施者の責任について、過度な責任を負わせないという表現でなく、合理的な責任を負わせるといった表現を用いるべきという意見がありました。

---

1 義務化対象企業がScope1・2、ガバナンス、リスク管理以外の保証を受ける場合が想定される
2 義務化対象企業が義務化開始時期よりも早期に保証を受ける場合が想定される
3 義務化対象でない企業が保証を受ける場合が想定される

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

③　保証基準、倫理・独立性

保証基準について、ISQM1と整合した監査に関する品質管理基準や日本公認会計士協会（JICPA）の実務の指針「と同等のもの」という記載を追加することが望ましいとの意見がありました。

④　検査・監督、自主規制機関

自主規制機関の運営主体について、仮にJICPAが自主規制の役割を担う場合、自主規制の対象は会員である公認会計士、監査法人に限定されてしまうため、新しい自主規制機関の設置が必要との意見がありました。また、JICPAとは別の自主規制機関の設置を検討しないと、保証業務実施者が限定されてしまうとの意見や、品質管理が合理的に確保できていることを担保できる自主規制団体があるならば、自主規制機関として登録を認めても良いと考えられるといった意見がありました。

⑤　任意の保証

任意の保証について記載を行う場合、制度上の保証業務の要件を満たしていない場合はそれが読み手に分かるようにする必要があるとの意見がありました。また、現時点で行われている任意の保証のばらつきが非常に大きいにもかかわらず、制度上の保証業務の要件を満たす場合に有価証券報告書で任意の保証について言及してしまって良いかについて疑問があるといった意見がありました。

⑥　その他

保証の対象を現状の提案通りとした場合に保証報告書における結論の記載がどのような文言になるかについて、具体的な検討が必要との意見がありました。

2. WGにおける議論に資するための専門Gの意見

第4回専門Gの事務局説明資料では、これまでの専門Gで寄せられた意見を踏まえ、WGにおける議論に資するための専門Gの意見の案について、追加・修正等すべき点がないか、議論が行われました。

①　サステナビリティ保証業務の担い手に関する意見

サステナビリティ保証業務の担い手について、これまでの専門Gでの議論を踏まえた意見として、以下の内容をWGに報告することについて議論がされました。

監査法人に限定すべきでない	● 企業に担い手の選択肢を与えるべき。市場での競争を通じた質の高まりに期待したい。 ● 監査法人、その他の保証業務提供者がイコールフッティングで参入できるということが重要。コアになる部分をよく考えた上で、その他の保証業務提供者も生かすべき。 ● 現状、時価総額5,000億円以上の企業の多くが、その他の保証業務提供者からScope1・2について保証（任意）を受けていることを考えると、日本の制度設計について、その他の保証業務提供者も含めた制度の検討が必要。
監査法人に限定すべき	● 財務情報とのコネクティビティや、財務諸表監査において非財務情報を通読していることを鑑みると、財務諸表監査人を念頭におくのが合理的。監査法人が主体となり、その他の保証業務提供者を専門家として関与させる体制としてはどうか。 ● 財務諸表監査人がすでにサステナビリティ情報の通読と検討の手続をしていることからも、担い手は財務諸表監査人に限定し、財務諸表監査人にISSA5000ベースに保証させることが合理的。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

	● 有価証券報告書の法定開示の保証であれば、会計プロフェッションの独占業務とするのが最も現実的。
当面監査法人に限定し、将来、その他の保証業務提供者を含めることの要否を検討すべき	● 時間の制約の下で新たな制度を作るのであれば、当初は監査法人に限定するなど、プラグマティックに、段階的に拡大していくことが最も効果的、効率的。 ● まずは監査法人からスタートし、プライム上場企業全てに拡大する際に、資格制度と同時にその他の保証業務提供者を参入させてはどうか。 ● 競争政策の観点からその他の保証業務提供者を入れる必要があるのであれば、当初は監査法人限定として、プライム上場企業全てに拡大するときにその他の保証業務提供者が入れるような制度設計とすべき。

この提案について、段階的なアプローチを採用すると、後から参入する側にディスアドバンテージが生じることから、そもそも、サステナビリティ保証業務の担い手になるためにはどのような要件を満たすべきなのか、検討が必要との意見がありました。また、法定開示の保証として高い品質を確保した上で競争が図られるべきとの意見、サステナビリティ保証業務の担い手を監査法人に限定することで、どのようなメリットがあるのかが十分に記載されていないとの意見がありました。

②　その他の意見

この他、制度導入スケジュール（ロードマップ）および公認会計士制度との関係について、これまでの専門Gでの議論を踏まえた意見として、以下の内容をWGに報告することについて議論がされました。

ロードマップ （制度導入スケジュール）	● 対象企業、スケジュール、担い手についてどういう前提を置いて議論するかということを改めて確認する必要がある。 ● 制度が整わないから、スケジュールを遅らせるというのは得策ではない。具体的なスケジュールをプラグマティックに考える必要がある。 ● 保証に関しては、実務が未成熟であり、3年～5年程度の猶予が必要。 ● 大半の上場企業、非上場企業が議論の対象になっていないことを明示すべき。
公認会計士制度との関係	● サステナビリティ保証業務と公認会計士法2条2項業務について整理する必要性があるのではないか。 ● 財務諸表監査人とサステナビリティ保証業務実施者の関わりの整理は必要。 ● 今後、もし財務諸表監査を行っている監査法人本体で、サステナビリティ保証業務を一体的に行う場合に弊害がないか。

この提案について、当初の保証の範囲が限定されている点について、今後の方向性を明確化するのは重要との意見や、現在のロードマップが示す制度導入スケジュールは、現在の実務を踏まえると、現実的ではないといった意見がありました。

また、事務局提案に示された論点以外に、企業における内部監査の枠組を保証制度の枠組みとして活用する点について入れてもよいのではないかといった意見がありました。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

（参考）これまでの審議の状況

1.　サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ

審議	議論事項
第1回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（2024年3月26日）	適用対象企業、適用時期
	全般（情報開示のための環境整備）
第2回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（2024年5月14日）	サステナビリティ開示基準の在り方
	適用対象
	適用時期
	サステナビリティ開示基準の導入による開示タイミング
第3回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（2024年6月28日）	サステナビリティ開示基準のあり方および適用対象・適用時期
	サステナビリティ開示基準の導入における論点
	保証制度の導入における論点
第4回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（2024年10月10日）	サステナビリティ開示基準の導入における論点
	保証制度の方向性について
第5回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（2024年12月2日）	サステナビリティ開示基準の導入における論点
	サステナビリティ保証制度について
第6回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（2025年4月21日）	EUにおけるサステナビリティ開示に関する検討状況
	GHG排出量の見積りの更新について
	サステナビリティ情報の虚偽記載に対する責任
	サステナビリティ開示に係るEDINETタクソノミ（案）開発の方向性
	SSBJ基準の金融商品取引法令への取込みについて

2.　サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ

審議	議論事項
第1回サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ（2025年2月12日）	サステナビリティ保証制度について
	サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方
第2回サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ（2025年3月21日）	サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方
	任意の保証
第3回サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ（2025年4月17日）	サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方
	任意の保証

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

■ 関連資料紹介

- SSBJの審議動向
- サステナビリティ開示基準／その他開示制度

■ ソーシャルメディアのご紹介

リサーチ／報告書、解説記事、動画による解説など、
KPMGの知見を集めた独自コンテンツを発信しています。

■ KPMG Japan Insight Plusのご紹介

https://kpmg.com/jp/ja/home/campaigns/2022/04/insight-plus.html

KPMG Japan Insight Plusは、KPMGジャパンの会員制ウェブサイトです。

記事、動画、セミナー、メールマガジン等を通じ、ビジネスのプラスとなるインサイト（洞察・考察）を会員の皆様にお届けします。

■ KPMG Japan Insight Plusの記事例

- IFRS®サステナビリティ開示基準への対応セミナー第1回～第3回（動画）
- IFRS S1号・S2号の導入における実務上のポイント
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー　サステナビリティ開示基準が求めるガバナンスとリスク管理
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー　サステナビリティ情報に関するプロセス整備
- プライム市場上場を確実にするための最先端の「コーポレートガバナンス・コード」及び「サステナビリティ開示」への対応～2大テーマの勘所を押さえる！

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人
azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

あずさ監査法人トップページ（**Link**）

■ 会計・開示コンテンツ（**Link**）

■ 日本基準（**Link**）

■ IFRS会計基準（**Link**）

■ 米国基準（**Link**）